

# 令和6年6月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和6年6月25日(火)

午前10時30分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

## 1. 出席委員

1番 小林 孝幸	2番 楠田 孝夫	3番 山本 忍
4番 田中 孝喜	5番 田島 正孝	6番 増田 京子
7番 高尾 晃	8番 谷村 英里子	9番 村川 浩記
10番 松下 喜光		13番 西 秀敏
14番 川島 博昭		

## 2. 欠席委員

11番 山口 泰

## 3. 事務局

事務局長 伊藤 幸治 係長 滝川 昌明

## 4. 議事日程

### 第1 会議録署名委員の指名について

2番 楠田 孝夫 3番 山本 忍

### 第2 提出議案

議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
「異議なし」により可決承認

議案第11号 農用地利用集積等促進計画の要請について  
「異議なし」により可決承認

### 第3 報告事項

報告第4号 農地改良等届出について

令和6年6月25日(火) 午前10時30分 開会

- 滝川係長 ただいまから令和6年6月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
- 川島会長 <会長あいさつ>
- 滝川係長 ありがとうございます。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
- 川島会長 <先月の総会から現在までの会務報告>
- 滝川係長 ありがとうございます。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
- 川島会長 それでは、議事日程に従って、会議を進めます。  
議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。  
本日の会議録署名委員は  
「2番 楠田委員」「3番 山本委員」をお願いします。
- 次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。  
議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 滝川係長 (別紙資料 議案第9号の申請番号1番を朗読し説明する。)  
1番の申請ですが、申請地の一部は、昭和39年頃に土地所有者の亡父が農地転用の許可を受けることなく、建物を建築し、既に宅地の一部として利用されております。また、令和2年に農地転用許可不要案件の届けをすることなく誤って隣接する申請地の一部を造成し農業用倉庫を建築しています。  
申請地の一部が農地法に違反しているということは、土地所有者の長男の住宅建築を計画した際に気づいたため、今回、正式に住宅用地として転用したいとのことで、県と協議をおこなった結果、「簡易手続相当に該当する違反案件」と判断されたので、顛末書を添付した農地転用の追認申請をされています。  
申請農地の種別ですが、圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替え地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。  
なお、申請地は、個人住宅の転用面積の上限500㎡を超えていますが、農業用倉庫を備えた農家住宅として申請しており、その場合は、1,000㎡までが転用面積の上限となりますので、申請地の面積が732㎡ありますが転用可能となっています。  
次に被害防除計画ですが、盛土を最高0.9m、切土を最高0.8m行くとありますが、土留め工事を行い土砂流出などの対策を行うとあります。

また、建物は平屋住宅で周辺に農地もないため、日照、通風等の被害は生じないと思われます。排水計画ですが、汚水や生活雑排水は合併浄化槽から既存排水路に放流され、雨水も既存の排水路に流れるようになっています。

以上のことから事務局としては、転用はやむを得ないものと判断します。ご審議方よろしくお願ひします。

川島会長

それでは、小樽地区の担当委員である「1番 小林委員」、補足説明がありましたらお願ひします。

小林委員

はい、1番 小林です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願ひします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番は、許可することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第9号の申請番号1番は、許可することにいたします。

続きまして議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番を議題とします。事務局から説明をお願ひします。

滝川係長

(別紙資料 議案第9号の申請番号2番を朗読し説明する。)

2番の申請ですが、申請地に住宅を建築したいということで、今回、個人住宅用地として転用の申請をされています。

申請地の種別ですが、農地に接する道路に、上水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に二つの歯科医院があることから、第3種農地と判断され原則として転用ができる農地となります。

次に被害防除計画ですが、盛土を最高0.9m行うということですが、土留め工事を行うということで、土砂流出の恐れはないと思われます。また、建物の建築も平屋住宅であり、隣接する農地もないため日照、通風等の被害は生じないと思われます。排水計画ですが、汚水や生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水の排水は北側の町道内に側溝を新設し既存側溝に排水する計画となっています。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくお願ひします。



( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号3番は、許可することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第9号の申請番号3番は、許可することにいたします。

続きまして議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号4番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第9号の申請番号4番を朗読し説明する。)

4番の申請ですが、収入確保を目的として賃貸経営を行うため長屋住宅(アパート)を1棟建築する計画となっています。

今回の申請農地の種別ですが、圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

次に被害防除計画ですが、盛土を最高1.43m実施するということですが、周囲に擁壁やブロックを設けて土砂流出などの対策を行うとあります。また、建物の高さを加減することから日照、通風等周辺の農地に被害を及ぼす恐れはないとあります。雨水排水に関しては、溜柵を設置し、既設水路に放流するとなっており、汚水と生活雑排水は合併浄化槽を設置し、既存の水路に流す計画となっています。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは、田ノ頭地区の担当委員である「7番 高尾委員」、補足説明がありましたらお願いします。

高尾委員

はい、7番 高尾です。事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号4番は、許可することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第9号の申請番号4番は、許可することにいたします。

続きまして議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号5番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第9号の申請番号5番を朗読し説明する。)

5番の申請ですが、申請地は圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

転用の目的は、マイホーム建築のため、住宅用地及び通路用地に転用したいということで申請があつています。

次に被害防除計画ですが、盛土や切土は行わず、現状のまま利用するというところで、土砂流出の恐れはないと思われまふ。また、建物の建築も平屋住宅であるため日照、通風等の被害は生じないと思われまふ。なお、雨水の排水は、自然流下で新設する側溝に流れる計画となつており、汚水と生活雑排水も合併浄化槽を設置し、新設する側溝に流す計画となつています。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくお願ひします。

川島会長

それでは、岳辺田地区の担当委員である「9番 村川委員」、補足説明がありましたらお願いします。

村川委員

はい、9番 村川です。事務局の説明とおりでふ。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませぬか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号5番は、許可することにご異議ございませぬか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第9号の申請番号5番は、許可することにいたします。

続きまして、議案第10号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第11号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第10号について読み上げて説明する。)

今回提出した集積計画は、折敷瀬郷浅井田 657 - 1 他合計 5 筆で、面積は、合計 10,051 m<sup>2</sup>となります。

利用権設定をするものは、折敷瀬郷〇〇さん他 3 名で、利用権設定を受ける者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、新規・水田、及び変更・水田となっています。

期間はすべて令和 6 年 8 月 10 日からで、10 年間の令和 16 年 8 月 9 日までが 5 筆となっています。

(別紙資料 議案第 11 号について説明する。)

次は、集積計画に対しての促進計画になります。

まず、資料の訂正をお願いします。

種別・利用目的の欄に、「変更水田」や「新規水田」と記載していますが、すべて逆に記載していますので、申請番号 1 が「変更水田」ではなく「新規水田」、申請番号 2 が「新規水田」ではなく「変更水田」、申請番号 3 が「変更水田」ではなく「新規水田」、申請番号 4 が「新規水田」ではなく「変更水田」となります。お手数をおかけますが、訂正をお願いします。

土地の所在及び面積は、折敷瀬郷浅井田 657 - 1 他合計 5 筆で、面積は、合計 10,051 m<sup>2</sup>となります。

利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は、折敷瀬郷〇〇さん他 3 名で、種別・利用目的は新規・水田、及び変更・水田となっています。

期間はすべて令和 6 年 8 月 10 日からで、10 年間の令和 16 年 8 月 9 日までが 5 筆となっています。

以上、ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りいたします。議案第 10 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第 11 号「農用地利用集積等促進計画の要請について」承認することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

異議なしということで、議案第10号及び、議案第11号については、承認することと致します。

続きまして、議事日程第3 報告事項に入ります。報告第4号「農地改良等届出について」、事務局からの説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 報告第4号を朗読し報告する。)

川島会長

報告事項については、審議をいたしませんので、これで日程第3報告事項を終わります。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会6月定例総会を閉会致します。

\*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。